

光回線契約を解約したい

【事例】

「電話代が安くなる」と聞いた高齢の母親が、光回線契約をした。母は、パソコンもインターネットもしない。契約書面を受領して8日経っておらず、工事はまだ済んでいない。契約は不要なので解約したい。

【ひとこと助言(対応方法など)】

- ・平成 28 年 5 月 21 日施行の電気通信事業法改正により、※一定の範囲の電気通信サービス契約について初期契約解除制度が導入されました。
- ・契約書面の受領日を初日とする8日間が経過するまでは、電気通信事業者の合意なく消費者の都合のみにより契約を解除できる制度です。
- ・いわゆるクーリング・オフに似た制度ですが、電話勧誘販売や訪問販売だけでなく、店舗販売や通信販売を含めたあらゆる販売方法の契約を解除できます。
- ・契約解除は、はがき等の書面を送付して行います。
- ・工事前であれば工事費用を請求されることはありません。(契約内容によって、事務手数料がかかることがあります。)
- ・困ったときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

※初期契約解除の対象となる電気通信サービス

- ①MNOの携帯電話端末サービス
- ②MNOの無線インターネット専用サービス
- ③MVNOの無線インターネット専用サービス、期間拘束つき
- ④光回線によるインターネットサービス
- ⑤ケーブルテレビのインターネットサービス
- ⑥光回線・DSL回線向けのインターネット接続サービス

問合せ先：浅口市消費生活センター

TEL 0865-44-9035 FAX 0865-44-9477

相談日：月～金（祝日、年末年始等を除く）

時間：9時～12時、13時～16時

※相談員は水曜日不在です